

平成 25 年 12 月 26 日

沖縄電力株式会社

## 電気事業法の改正等に伴う託送供給約款の変更届出について

当社は、「電気事業法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 74 号）等における法改正を受け、本日、経済産業大臣に対し託送供給約款の変更届出を行いました。実施日は、平成 26 年 4 月 1 日を予定しています。

託送供給約款の変更内容については、電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号ハにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己託送<sup>※</sup>」といいます。）が制度化されたことに伴い、託送供給に係る料金その他の供給条件を定めるとともに、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）等の改正を受け、消費税率の引き上げに必要となる変更も合わせて行ないました。

託送供給約款の主な変更内容は、以下のとおりとなります。

- （1）自己託送の制度化に係る料金その他の供給条件の設定
- （2）消費税率の引き上げに伴う料金単価への反映

### ※ 自己託送

一般電気事業者の保有する送配電ネットワークを利用して、自家用発電設備を設置するお客さまが、当該発電設備を用いて発電した電気を、当該お客さまの別の場所にある工場等に送電する際に、一般電気事業者が提供する送電サービスのことをいいます。

添付資料：電気事業法の改正等に伴う託送供給約款の変更届出の概要

以 上

## 電気事業法の改正等に伴う託送供給約款の変更届出の概要

### 1. 託送供給約款の変更届出

#### (1) 自己託送の制度化に係る料金その他の供給条件の設定

当社の送配電ネットワークを利用して、自己託送を行う場合の託送供給に係る料金その他の供給条件を定めました。主な内容は以下の2点となります。

<自己託送の制度化による託送供給のイメージ>



#### a. 契約の要件

- ・ 発電設備が非電気事業用電気工作物であること。
- ・ 契約者と発電者および契約者と需要者がそれぞれ自己であること  
または密接関係性があること。
- ・ 供給先の電圧が特別高圧であること。

#### b. 料金

今回、新たに定めた料金単価は次のとおりとなります。

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価 (消費税等相当額含む)	
			特別高圧	
標準接続送電 サービス料金	基本料金	1 kW	403.92	
	電力量料金	1 kW時	1.59	
時間帯別 接続送電 サービス料金	基本料金	1 kW	403.92	
	電力量 料金	昼間	1 kW時	1.75
		夜間	1 kW時	1.37
従量接続送電 サービス料金	電力量料金	1 kW時	8.21	

(2) 消費税率の引き上げに伴う料金単価への反映

消費税率の引き上げに伴う主な料金単価は次のとおりとなります。

a. 接続送電サービス

(単位：円)

			単 位	料 金 単 価		
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
特 別 高 圧	標準接続送電 サービス料金	基本料金	1キロワット	403.92	392.70	
		電力量料金	1キロワット時	1.59	1.54	
	時間帯別 接続送電 サービス料金 (※1)	基本料金	1キロワット	403.92	392.70	
		電力量 料金	昼間	1キロワット時	1.75	1.70
			夜間	1キロワット時	1.37	1.33
	従量接続送電 サービス料金 (※2)	電力量料金	1キロワット時	8.21	—	

(※1) 当社の送電設備の効率的な使用に資する場合で、契約者が希望されるときに適用します。

(※2) 自己託送の場合で、契約者が希望されるときに、標準接続送電サービス料金または時間帯別接続送電サービス料金にかえて適用する。

b. 負荷変動対応電力 (※3)

(単位：円)

				単 位	料 金 単 価	
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
変動範囲内電力料金 (※4)				1キロワット時	14.82	14.41
変 動 範 圍 超 過 電 力 料 金 (※5)	電 力 量 料 金	昼 間 時 間	夏 季	1キロワット時	52.12	50.67
			他 季	1キロワット時	45.66	44.39
		夜 間 時 間	1キロワット時	26.99	26.24	

(※3) 新電力等の供給電力量がお客さまの需要電力量に対して不足した場合に、当社がその不足分を補完的に供給する電力をいいます。

(※4) 接続送電サービス契約電力の3%以内の不足電力について補給する電力の料金をいいます。

(※5) 変動範囲を超過する不足電力について補給する電力の料金をいいます。

2. 実施予定日

平成26年4月1日

以 上